

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【規則】 ○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則 (県例規集登載) 【告示】 ○ 保安林の解除予定 【選挙管理委員会】 ○ 不在者投票を行うことができる施設の指 定の一部改正 (県例規集登載)	担当課(室)	会計課
			治山課		選挙管理委員会
		目次			
					担当課(室)

◎岡山県規則第七十六号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に」を「平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改める。

様式第三十三号（その一）中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に」を「平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の附則第十三項の規定は、遅延利息等のうち令和三年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の岡山県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年十一月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市下津井字魔王谷一四四九の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県選管告示第八十四号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

表老人ホームの項中「特別養護老人ホーム檜山荘（ユニット型）」を「地域密着型特別養護老人ホーム檜山荘」に改める。